

TPPから「いのちと暮らし」 そして愛するせたな町を守れ

せたな町TPP断固反対町民決起集会



これまで、新聞報道等で話題となっているTPP交渉。
せたな町とせたな町議会では、TPP交渉参加反対の態度を取ってきました。
(写真 昨年7月開催「せたな町TPP断固反対町民決起集会」)

TPPってなに？

TPPとは、環太平洋戦略的経済連携協定の略称で、日本の医療、食品の安全や安定供給など私たちのいのちと暮らしに関わる大切な問題です。

この協定では、加盟国間の「関税をゼロにすること」や「各国のルールやしくみの統一」を掲げており、そうすることで、国境を越えて今まで以上に自由にモノが行き来できるようにし、サービス、食品の安全基準や医療、雇用、投資など21分野に渡り、そのルールやしくみを統一することを目的としています。

もし、日本がTPPに加入した場合、安全な食べ物を口にするのができなくなったり食料自給率が低下する心配があるほか、医療でも公的保険のきかない「自由診療」が拡大され、所得差による不平等が生じるなど、町民の「いのちと暮らし」が守れないおそれがあります。

TPPに加入した場合、せたな町への影響は？

せたな町の各産業全体の生産高は約190億円です。そのうち、農業40億、漁業10億円等となっております。TPPに加入した場合、関税が廃止され、廃止に伴い外国産農水産物の輸入が増加し、当町の農林水産業は、大きな打撃を受けるものと推測されます。

これまでの反対行動

1 議会の反対行動

せたな町議会では、これまで7回のTPP交渉参加反対の意見書を決議し国の関係機関に送付してきました。

2 せたな町の反対行動

せたな町では、関係機関と連携しTPP交渉参加反対の全道集会等に参加してきましたが、昨年6月に町、町議会をはじめ町内の農協・漁協・森林組合等の産業11団体と連携を図るため「せたな町TPP反対実行委員会」を立ち上げ、同年7月にせたな町TPP断固反対町民決起集会を開

催し町民一丸となって反対行動をしてきました。

今後の反対行動

4月のオバマ大統領の訪日によりTPP交渉は、予断を許さない状況となっておりますが、せたな町は、せたな町議会と連携して主要5品目の関税撤廃を認めない「国会決議」を守れ、「国会決議を守れないのであれば即、交渉から脱退」を国に対し求めています。





5月下旬の狩場山の残雪。残雪から雪渓へと形が変化する様子を観察してみましょう。6月下旬に十字架雪渓が出現します。

田に水が張られ、木々の新緑の背後に、山々の残雪が輝く季節となりました。道南最高峰の狩場山は標高1520m。北海道で最も積雪量の多い場所の一つで、例年7月下旬まで雪渓が残ります。冬期間、北西季節風の卓越する狩場山では、山頂直下の南東側斜面に降雪の多くが次々と厚く吹き溜まります。また島牧村、千走(ちせ)川上流の谷底には、周囲から雪崩によるデブリ(崩落物)が集まり、厚い堆積層が形成されます。これらが微妙に連続し重なり合って春を迎え、日差

狩場山の「十字架」雪渓

しと雨風に「彫刻」されて6月末には美しい二つの雪渓が形成されます。一つは十字形で、もう一つはソラマメと根のように見えます。特に、目名橋や今金町神丘から見る十字形は、あたかも大きな白銀の十字架のようです。百年以上前、同志社の志方之善や荻野吟子らが「神の理想郷」を求めて、この地をイマヌエルと名付けたことと、この十字架雪渓は無縁なのでしょうか。ところで、雪渓は見方を変えると、山上に水を蓄える天然ダムともいえます。春から夏にかけての融雪期は、本来雨の少ない季節にもかかわらず、河川はむしろ水量を増します。せたな町は年間降水量が約1000mmと日本では少ない地域でありながら、水不足にはなりません。夏でも冷たい水が飲めるのも、残雪のおかげです。北海道のせたなで、雪は冬の間どちらかというと嫌われがちですが、ひそかに人々の暮らしに役立ち、美しい自然の造形物でもある雪渓が、道民に町民に再認識されることを願っています。

元檜山北高校教諭

日下 哉

テラス八雲通信

No.22

「裁判所からの手紙」

法テラス八雲法律事務所
弁護士 小林 佑輔

■今月は、「もしも裁判所から手紙が来たら」というテーマでお話しします。裁判所から送られてくる手紙には、いろいろなものがありますが、特に気をつけていただきたいのは、支払督促と訴状です。

■裁判所から手紙が届いた方は、一刻も早く、近場の法テラス八雲にお問い合わせください。訴訟になってしまえば、ご本人で対応できない場合がほとんどです。「餅は餅屋」というように、訴訟のプロである弁護士にご相談ください。

■支払督促が送達されるとたとえそれが架空請求であったとしても、手紙を受け取ったときから2週間以内に裁判所に対し督促異議を述べなければ、確定判決と同様の効力が生じます。つまり、債権者は、支払督促(仮執行宣言付)を根拠に、車や土地建物、預金等を差し押さえることができるようになります。督促異議を述べると訴訟に移行します。

■訴状が送達された場合は、もし指定された裁判の期日に出席せず、そのまま放置すると、欠席裁判となり、多くの場合、請求額がそのまま認められ、勝訴判決が下されます。判決も支払督促と同様に、強制執行の根拠になります。

■当事務所は、森田・小林の2人体制になり、さらに法律相談が可能な時間が増えました。一定の資力基準を満たした方については、お一人3回まで、無料での法律相談も行っています(資力基準の詳細については、お問い合わせください)。相談を希望する方はもちろん、相談しようかどうかお悩みの方も、「法テラス八雲法律事務所」050・33383・8366までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」050・3383・5563でも、ご相談を承っておりますので、合わせてご利用ください。

医療法人社団 陵仁会

えんどう 桔梗 マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】 日(第2・4) 月 火 水 木 金 土

午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	休診
休 診	日曜(第1・3・5)・祝祭日					

初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。函館市桔梗5丁目7-15 (桔梗駅前通り中の沢小学校前) 問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。

LDR(分娩室)、和室病室も新設

7月の日曜診療は、13日・27日になります。

入院設備完備

TEL(0138)47-3001

(有料広告)